



》負担の少ない排出方法で、最大限のリサイクルを

「その他プラスチック」をリサイクルしていきます

「その他プラスチック」をリサイクルするための津市の計画が、全国で16番目に国に認められました。この計画により、市内で排出される年間約1,500tの「その他プラスチック」はプラスチック製のパレットなどに生まれ変わり、そのリサイクル量は全国で最大規模となります。

右の注意事項を確認し、正しく分別して排出してください。



プラスチック製のパレットなど

その他プラスチックに含めてはいけないもの



電池を含むおもちゃ 小型電子機器 ライター スプレー缶

「危険ごみの日」に出すか、市内のエコ・ステーションに持ち込んでください

「金属」と「燃やせないごみ(不燃)」は一緒に出せます

令和6年5月から「金属」と「燃やせないごみ(不燃)」は同じ日に、同じ袋に入れて排出することができるようになりました。これにより、電気毛布やゴルフバッグ、チャイルドシートなどの複合素材の排出の際に迷うことがなくなります。

同じ袋に入れて排出しても、ごみ処理施設の選別機能により、これまでどおりリサイクルできるものと埋め立てるごみを分けることが可能であることから、リサイクルの質は維持しつつ、ごみ出しの利便性は高まります。



》生ごみ処理機等購入費補助金

ごみの排出の抑制や減量を推進するため、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費(本体価格)の一部を補助しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



対象 市内に在住で、過去6年以内に本補助制度を受けていない人

補助金額 生ごみ処理機…購入金額の2分の1(上限2万5,000円)、コンポスト容器…購入金額の2分の1(上限3,000円) ※1世帯につき1基を

限度とし予算がなくなり次第終了。送料などは補助対象外

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請書・請求書に必要事項を記入の上、領収書(購入者氏名、購入年月日、購入金額、商品名、販売店名が記載されているもの)、メーカーの保証書または本体の写真を持参し提出

申込期限 購入した日の翌日から60日以内



》生ごみ処理機貸与事業

家庭への生ごみ処理機導入を促進するため、無料で生ごみ処理機の貸し出しを行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



対象 市内に在住で、貸し出し後にアンケート調査に協力できる人(1世帯につき1基まで)

期間 1カ月

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課

にある申請書に必要事項を記入の上、本人確認書類の写し(マイナンバーカードまたは運転免許証、健康保険証など)を提出



貸与機器の一例